

## 第1回公の施設のあり方検討委員会 議事録

・開催日時	平成21年5月25日(月) 15:00～15:35
・場 所	県議会議事堂4階 文教警察委員会室
・出席者	兼平委員、北田委員、妹尾委員、浜野委員、原委員、三好委員、山本委員

### 《議 事》

#### 【妹尾会長】

それでは、これから議事に入りますが、その前に、当委員会は原則公開とし、今後議論の内容によって、個人に関する情報など、『「愛媛県情報公開条例」第7条第2項各号に規定する内容を扱うような場合』、あるいは、『会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合』には非公開とさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

#### 【各委員】

異議なし

#### 【妹尾会長】

それでは、議事に移ります。

議事については、お手元の次第のとおりでございますが、本日は第1回目の会議でございますので、まずは議事の(1)と(2)を一括して、当委員会の役割や検討の対象とする施設について事務局からの説明を伺いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは、お手元の資料に沿って、今回の見直しと「公の施設のあり方検討委員会」の概要について御説明いたします。

まず、資料1「公の施設(指定管理者施設)のあり方の見直しについて」を御覧ください。

本県では、行財政改革のひとつとして「県が設置する「公の施設」の見直し」を掲げまして、平成17年度から、県が直営で運営しておりました21の施設について、「公の施設のあり方検討部会」におきまして民間有識者の方々の御意見もお伺いしながら、「必要性」や「有効性」などの視点から見直しを行いまして、一昨年の平成19年11月に、「廃止」、「譲渡」、「統合」、「指定管理者制度の導入」、「県直営で存続」など、施設に応じた様々な方向性を示した県としての方針を決定いたしました。

この方針への現時点での対応につきましては、概ね見直し方針に沿った形で、順次に実行に移しているところであまして、その状況につきましてはお手元の資料1の参

考にまとめておりますので、また後ほど御覧いただけたらと存じます。

一方、この直営施設の見直しを行います前に、既に指定管理者制度を導入しております 26 施設につきましては、これまで、外部の目から見ていただくとといったような検証は行っておりませんでした。

先ほど、知事補佐官からもありましたように、今後、厳しい財政状況が続くことが予想されること、そして「地方分権改革」や「道州制への移行」などの議論が進んでいくことを考えますと、これら指定管理者制度を導入しております施設につきましても、中長期的な視野の下、将来に向けて求められる「広域自治体としての県の役割」を十分に検証したうえでの方向性を示すことが、これからの行政ニーズに的確に対応していくためには極めて重要な課題だと認識しております。

このようなことから、今回、各界の有識者の皆様に委員をお願いし、納税者であり、施設を利用する県民の視点にも立って、これまでそれぞれの施設が担ってきた役割を今一度検証し、それぞれの施設が将来どうあるべきか、特に、県としてこのまま維持していくことが適当かどうかといった点を検討していただくために「公の施設のあり方検討委員会」を設置いたしましたものでございます。

続きまして、議事(2)の「検討対象施設」について御説明申し上げます。

今回、御検討いただきます施設は、資料 1 の 2 ページ目の対象施設一覧に掲載しておりますが、平成 16 年度及び 18 年度に指定管理者制度を導入した 25 の施設を対象としております。

お手数ですが、資料 2 の「検討対象施設の概要」を御準備ください。

今回、検討対象施設としました 25 施設について、設置の経緯や利用状況等をそれぞれ個別に整理したものをまとめております。

個別の内容につきましては、今後、順次御検討いただくことといたしまして、本日は、施設全体の傾向等につきまして、簡単に御説明いたします。

今回、検討の対象としております 25 施設は、福祉施設や都市公園施設、文化施設など幅広い分野にわたって、それぞれの目的を持って設置されておりました。平成 15 年の地方自治法改正に伴い創設されました指定管理者制度を、平成 16 年度に「在宅介護研修センター」に導入したのを皮切りに、平成 18 年度からこれを本格的に導入しまして、今年度末に指定期間が満了します「えひめ森林公園」を除く 24 の施設につきましては、第 1 期目の指定期間を満了し、現在、第 2 期目の指定期間に入っております。

この 25 施設の設置場所については、資料 2 の中に配置図を添付しておりますので、御覧いただければと思いますが、南予に設置されております 2 つの施設を除きまして、残りの 23 施設が松山市内及びその周辺に集中しております。

その点におきましては、施設の設置目的や利用状況を御確認いただきながら、松山市との役割分担も議論のひとつになるのではないかと考えております。

最後に、各施設の利用状況につきまして、資料 2 - 1 に基づき御説明いたします。

資料 2 - 1 をお願いいたします。この資料は、指定管理者制度導入前の平成 17 年度の実績とともに、18 年度から本格的に指定管理者制度を導入し、第 1 期の指定期間が終了した 3 年間の実績を並べて整理したものであります。

なお、在宅介護研修センターは平成 16 年度から導入しておりますが、整理の都合上 17 年度数値との比較で整理させていただいておりますことを御了承ください。

全体の傾向を見ても、多少のバラツキはございますが、導入前と3年間の平均数値を比較しまして、利用者数で 10.1%、利用料金制をとっている施設の収入も 6% 伸びておりまして、現段階におきましては、「公の施設」の本来の目的であります、県民の方々に広く利用していただくといった点においては、総じてその導入の成果はあがっていると考えております。

以上でございます。

**【妹尾会長】**

ただ今の事務局説明について、御質問等はございませんか。

(質問等なし)

**【妹尾委員】**

では、続きまして議事の(3)、「検討に当たっての基本的な考え方」につきまして、まずは事務局案を伺いましてから審議をしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、お手元の資料3「公の施設(指定管理者施設)のあり方検討の基本的な考え方(案)」について、御説明させていただきます。

今回の見直しに当たっては、まず、それぞれの施設の役割を確認するために、「手段」、「意図」、「成果」の3点を中心に状況を確認、再検証していただければと考えております。

次に、検討に当たっての基本的な観点につきましては、将来に向けた「県としての役割」を前提に、資料にもお示ししておりますとおり、ひとつは、愛媛県として推進している政策において、その施設が占める位置づけ・役割はどうかといった「県の政策における重要度」、そして、もうひとつは、設置当初から将来を見据えた場合に、引き続き県がその役割を果たすべきかどうかといった「県と市町・民間との役割分担」、この2点を大きな観点としております。

そのうえで、具体的には、ポイント のとおり、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その施設が提供するサービスは、県が提供すべき性質、レベルのものであるかといった「必要性・妥当性」の面を、また、ポイント のとおり、将来にわたり持続してその施設に投資を続けることに対し、県民の理解が得られるかといった「費用対効果」の面を、さらには、ポイント のとおり、貴重な県の資産として、さらに有効に活用することはできないかといった「有効性」の面、この3つの視点をベースとして、今後の御検討をお願いしたいと考えております。

なお、今回の検討は、施設そのもののあり方について御意見を伺うものであります。

従いまして、施設の集客力の向上方法といった運営手法のような、指定管理者の運

営努力に属する分野についての検証は、指定管理者である企業・団体の評価となりますことから、当委員会での検討の対象とはいたしませんので、その点御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

【妹尾会長】

ただ今の事務局説明について、御意見、御質問等はありませんか。

基本的な考え方として、「必要性・妥当性」、「費用対効果」、「有効性」という三つの視点から検討を進めていくとのことですが、「もっとこういう視点が必要」ですとか、あるいは「この視点は不要」といった御意見はありませんか。

(意見等なし)

【妹尾会長】

特に修正意見もありませんので、今後の検討に当たっては、事務局案による考え方を基本として進めるということで御了承いただけますでしょうか。

【各委員】

異議なし

【妹尾会長】

では、続きまして議事の(4)、「検討の全体スケジュール」につきまして、まず事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、今後のスケジュールにつきまして、御説明いたします。

資料4「検討の全体スケジュール」を御覧ください。

御覧のとおり、今回の見直しは年度末までに最終結論を導く予定としております。

具体的には、本日の委員会をスタートとしまして、皆様方には、6月から7月にかけて「現地視察」と「ヒアリング」を行っていただき、まずは、施設の現状や課題等を御確認していただくこととしております。

そして、夏場には、それまでの状況を踏まえて、検討の進め方・方向性を一度御審議いただき、その後年末にかけて委員会としての結論を整理していただく予定としております。

予定では、年明けに最終の委員会を開催し、委員会としての結論をまとめた後、パブリック・コメントを経て、県の行政改革・地方分権推進本部におきまして、最終的な県としての方針を決定することとしております。

皆様方には、25もの施設のあり方を御検討いただくには極めて窮屈なスケジュールであり、かなりの御負担をおかけすることとなり恐縮でございますが、どうか御理解と御協力をお願いいたします。

【妹尾会長】

ただ今、事務局から説明のありましたスケジュールにつきまして、年度末までに結論をまとめる、年度末と言っても実質1月までということ、非常にタイトで各委員にもかなり御負担をおかけすることになるかと思えます。そうでなくとも皆さん非常にお忙しいでしょうから、このスケジュールについて御意見、御質問等はございませんか。

【三好委員】

25もの施設の現地視察は可能でしょうか。

【妹尾会長】

現地視察については、日程調整をしながら実施していくことになろうかと思えます。微調整はその都度行うということではあると思いますが、原則としてはこのスケジュールを進めていくということで御了承いただけますでしょうか。

【三好委員】

6月から7月末までの間に、委員会開催以外に、現地視察が延5日程度、打合せ会が2回程度予定されていますが、これらに全て出席しなければならないということでしょうか。

【事務局】

現地視察の詳細については、改めて御相談させていただきますが、委員全員が5日の日程全てに出席いただくということではありません。皆様お忙しい中で日程調整をさせていただきます、それぞれの御希望や日程に合わせて、出席可能な委員で視察を実施しようと考えております。

また、打合せ会については、今後検討を進めていく中で様々な疑問や検討すべき事項が出てくるかと思えますので、関係する委員あるいは希望される委員に御出席いただきたいと考えており、必ず全員に参加いただかなければならないということではありません。

【妹尾会長】

今後の予定については、このスケジュールにより進めるということで御了承いただけますでしょうか。

【各委員】

異議なし

【妹尾会長】

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。せっかくの機会ですので他に何か

御意見等ございましたら御発言いただけますか。

【浜野委員】

現地視察の日程については、早めに決めていただけますか。

【事務局】

速やかに計画を立てさせていただきます。

【妹尾回答】

他にないようでしたら、議事を閉じさせていただきます。